

1. 基本的な考え方

- 福島第一原発事故を教訓とし、国の原子力災害対策指針を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、平成25年4月17日に「地域防災計画（原子力災害編）」を改定
- 国は、原子力災害対策指針で「今後の検討課題」等とされた事項について、順次、指針等を改定することとしており、「緊急時モニタリングのあり方」「安定ヨウ素剤の取扱い」（H25.6月）、「EAL（緊急時活動レベル）の改定」（同年9月）、防災基本計画の改正（H26.1月）「被ばく医療機関の指定」などその後の国の動き等を踏まえ、県では、原子力災害対策部会を2回（H25.10.7、H26.2.25）開催し、地域防災計画（原子力災害編）の更なる見直しを議論
- 今回は、原子力災害対策部会での審議結果を踏まえ、地域防災計画（原子力災害編）を改定するもの

2. 主な改定

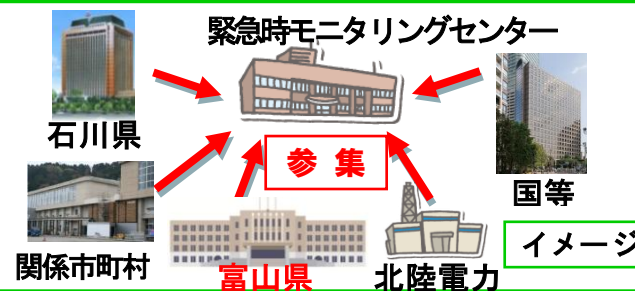
(1) 原子力災害対策指針改定に伴う変更

緊急時モニタリング

基本方針

○国の統括の下、本県を含む関係機関で構成する「緊急時モニタリングセンター」において緊急時モニタリングを実施

国の統括の下、緊急時モニタリングを実施するために、関係機関が参集して設置される組織



事前対策（準備）

■緊急時モニタリング計画の作成

○県は、原子力災害対策指針等に基づき、関係機関の協力を得て緊急時モニタリング計画をあらかじめ策定

■要員の確保・資機材等の整備等

- 国は、緊急時モニタリングのための動員計画を定め、県は協力
- 県は、緊急時モニタリングを適切に実施するため、資機材等を整備・維持するとともに、関係機関と意思疎通を深めるため、訓練等を実施

応急対策（実施）

情報収集事態では、平常時モニタリングを継続

測定機器の稼働状況の確認  
固定観測局等による測定強化など

①初期対応（緊急時モニタリングセンター設置前）

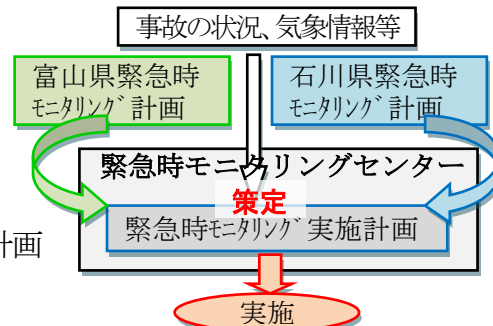
○県は、警戒事態となった場合、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を開始

②緊急時モニタリングセンターの設置

- 国は、施設敷地緊急事態に至った場合に、緊急時モニタリングセンターを設置
- 県は、あらかじめ定めた要員を派遣

③緊急時モニタリングの実施

- 国は、事故の状況及び気象情報等の結果を参考にしつつ富山県及び石川県緊急時モニタリング計画を踏まえ緊急時モニタリング実施計画を策定
- 緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施



④モニタリング結果の共有・連絡

- 緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内や国等と、速やかに結果及び評価を共有
- 県は、オフサイトセンター内で共有された結果を関係者間で共有するとともに、県内市町村に連絡

警戒事態→施設敷地緊急事態→全面緊急事態

安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤

事故発生時に放出される放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの低減を図るため、避難・屋内退避等の防護措置とあわせて事前に服用するもの



基本方針

○UPZの住民における安定ヨウ素剤の予防服用について、備蓄や配布場所、配布手順、服用手順等を具体化

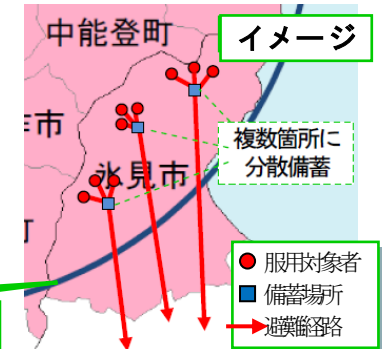
事前対策（準備）

■区域別の対応

- 原則として、医療機関等と連携し、避難の際に配布することとし、配布に備え、説明書等を準備
- ただし、避難の際に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難な地域においては、事前配布体制を検討

■備蓄及び配布場所（イメージ）

○県・氷見市は、緊急時に住民等が避難を行う際に速やかに配布できるよう、備蓄・配布場所等を設定



緊急時の避難経路上にある学校や公民館等の公共施設で備蓄

応急対策（実施）

■服用の決定

- 原則、原子力規制委員会が、発電所の状況や空間放射線量率を勘案し、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断し、国（原子力災害対策本部）又は県・市が配布等を指示
- 複合災害による通信途絶等があった場合は、県・市が、配布・服用を判断

■配布の方法

- 原則、医師の関与の下で、住民等への配布・服用を指示（副作用発生時には応急措置等の対応）
- ただし、時間的制約等により立会いが困難な場合に備え、薬剤師等による代替の手続きを準備

EALの再設定

EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）  
・発電所の状態で緊急事態を判断する基準。この基準に基づき放射性物質放出前の防護措置がとられる。

- 新規基準の施行（H25.7.8）に伴う、原子力災害対策指針のEALの変更及び原子力事業者防災業務計画の修正を踏まえ、本計画のEALを再設定するもの

《主な追加事項》

- ・警戒事態：非常用の電気の供給が1回線のみ減少し、その状態が15分継続した場合など
- ・全面緊急事態：使用済燃料貯蔵プール内の水位が燃料頂部から上方2mまで低下した場合など

## (2) 防災基本計画の改正に伴う変更(原子力災害編)

### ① 初期対応段階の強化

○より迅速な対応を図るため、立地市町村（石川県志賀町）で震度5弱・5強の地震を観測した場合を情報収集事態として、情報の収集及び初動体制を準備する情報収集体制を構築

事  
態  
の  
区  
分  
県  
の  
体  
制

#### 情報収集事態

志賀町で震度5弱以上の地震

⇒情報収集開始  
⇒初動体制準備

#### 警戒事態

・石川県で震度6弱以上の地震  
・石川県で大津波警報  
・非常用の電気の供給が1回線のみとなり15分継続等

#### 施設敷地緊急事態

・原子力事業所内の通信設備又は外部への通信設備の全ての機能が喪失  
・全ての主要設備への電気（交流電源）の供給が停止し、30分継続等

#### 全面緊急事態

・使用済燃料貯蔵プールの水位が燃料頂部から上方2mまで低下等  
・全ての主要設備への電気（交流電源）の供給が停止し、1時間継続等

#### 情報収集体制

・災害の状況を確認  
・市町村等に連絡

#### 警戒体制

・事故の状況等を確認  
・平常時モータリング強化  
・市町村等に連絡

#### 災害警戒本部

・災害応急活動開始  
・緊急時モータリング実施  
・市町村等に連絡

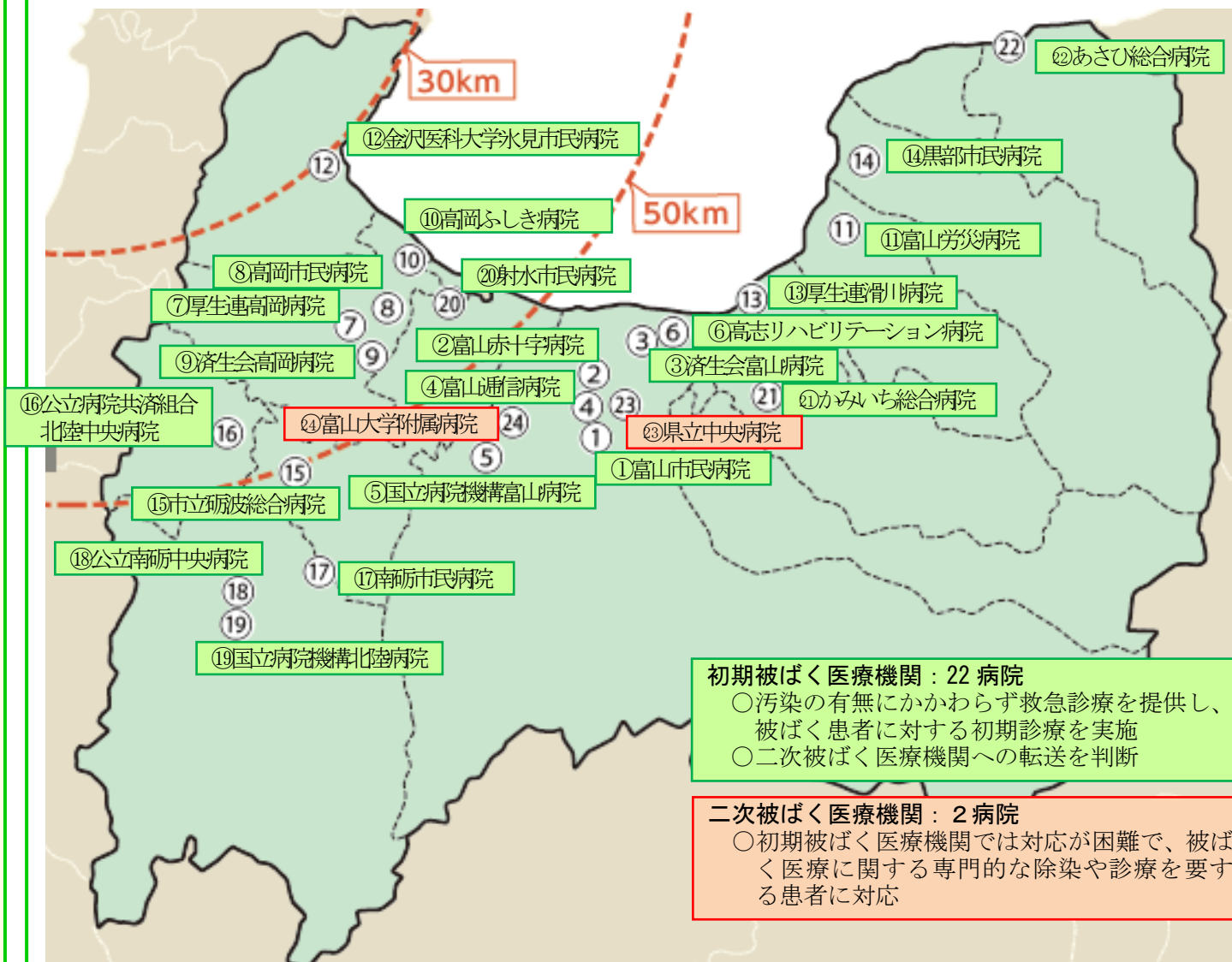
#### 災害対策本部

・全職員参集  
・緊急時モータリング実施  
・市町村等に連絡

**追加**

## (3) 被ばく医療体制の整備

○被ばく医療体制の構築を目的として、公的病院を被ばく医療機関に指定（計24病院）



## (4) 災害対策基本法の改正に伴う修正(各編共通)

### ① 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

○避難場所を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に区分し、あらかじめ市町村が指定（指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることが可能）

指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための場所（例：公園、高台）
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（例：公民館、学校）

### ② 要配慮者・避難行動要支援者への配慮

○要配慮者・避難行動要支援者が災害対策基本法で定義されたことに伴い用語を変更  
○市町村による避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児等 （従来のいわゆる災害時要援護者）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

### ③ 避難における運送事業者への協力要請

○緊急事態応急対策の実施のため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請  
○県は、指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく要請に応じない場合は、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、運送を行うべきことを指示

### ④ 市町村への避難等の対象地域・判断時期等の助言

○市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも避難指示・屋内退避等の対象地域、判断時期について、県が助言

### ⑤ 住民からの安否情報照会に対する回答に係る規定の追加

○被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り回答

## その他法改正に伴う修正

### ① 気象業務法の改正（特別警報の運用開始）

平成25年8月から特別警報の運用が開始されたことに伴う特別警報の発表基準等の追加

### ② 水防法の改正（河川管理者から市町村長への情報伝達等）

河川管理者から関係市町村長への洪水予報等の情報の伝達

# 富山県避難計画要綱(案)の概要

## 1. 目的及び根拠

○災害対策基本法、防災基本計画、県地域防災計画に基づき、志賀原子力発電所での原子力災害を想定し、住民等の安全確保のため、防災対策重点地域（UPZ・約30km圏）の防護措置（屋内退避・避難等）を迅速に実施するための、氷見市避難計画のガイドラインとなる基本的事項を定めるもの

## 2. 要綱の概要

○H25年度に実施した避難時間推計シミュレーション、SPEEDIによる放射性物質拡散シミュレーションの結果を反映

### (1) 避難等の対象(地域・人口)

①対象地域	県及び氷見市の地域防災計画（原子力災害編）等に規定するUPZ圏内の地域
②対象人口	上記地域の氷見市住民5,330世帯・16,440人及び一時滞在者（旅行者や就業者等）約1,600人

○EAL（放射性物質放出前）、OIL（放射性物質放出後）の基準に応じ、屋内退避、避難等の防護措置を段階的に実施

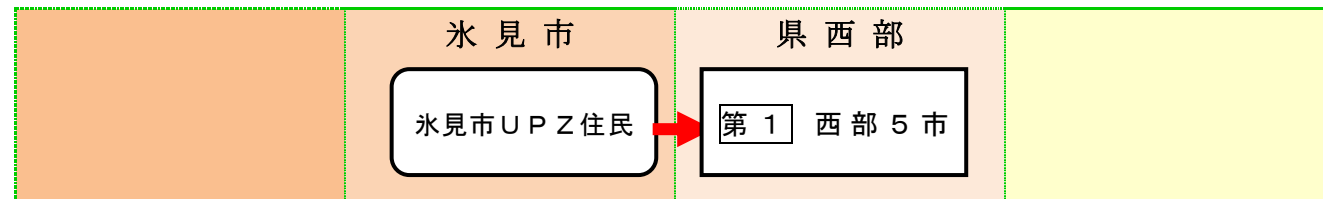
### (2) 防護措置のフロー

危険度	①放出前			②放出後		
	緊急事態区分	緊急時活動レベル(EAL)	主な防護措置	基準	初期設定値	主な防護措置
高	警戒事態	震度6弱以上の地震等	初動体制確立	OIL1	500 $\mu$ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定、避難を実施
	施設敷地緊急事態	格納容器圧力逃がし装置使用等	屋内退避準備	OIL2	20 $\mu$ Sv/h	一週間程度内に一時移転
	全面緊急事態	制御棒挿入による原子炉停止不可等	屋内退避実施			

### (3) 避難先の考え方

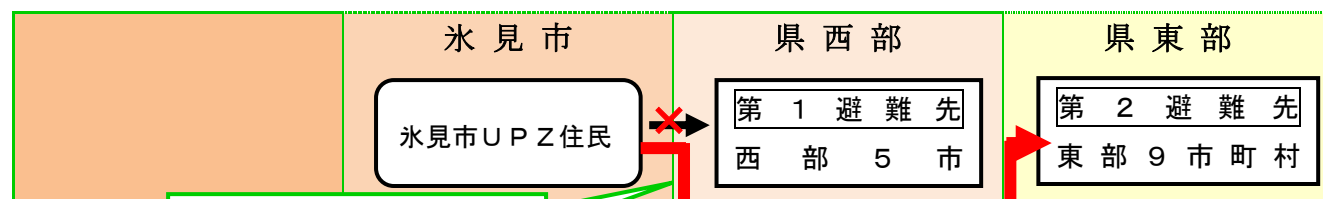
#### ①基本避難1（原子力災害のみの場合）

○UPZ圏(約30km)外で、氷見市から近く短時間で避難が可能で、避難者の心身の負担が少ない県西部5市へ避難



#### ②基本避難2（複合災害等の発生時の場合（県内にも被害））

- 地震等の複合災害等で、上記の基本避難1の避難先への道路の一部が通行できない場合や避難所が被災し屋内退避等の防護措置が必要となった場合などを想定
- 県西部のバックアップとして、富山市以東の9市町村を避難先として設定
- 災害時には、災害の規模や道路・避難所の被災状況、発電所の状況、緊急時シミュレーション結果等を考慮し避難先を決定



○第1避難先での受入れが困難な場合

### (4) 避難手段

- 自家用車をはじめ、国・県・市町村等の保有車両、JR、バス・タクシー等の民間車両などの交通手段を活用して避難
- 自家用車での避難が困難な者は、一時集合場所を設定し、あらかじめバス等の移動手段を確保

○運送事業者を対象とした原子力防災研修を実施予定

UPZ圏内から圏外への避難に要する時間は約2時間（実移動時間16分）



### (5) 避難ルート

- 原則、UPZ圏内からUPZ圏外へ迅速に避難する基本的ルートを、避難時間推計シミュレーション結果等を踏まえ、地域ごとに設定
- 複合災害に備え、県全体において複数のバックアップの避難先や避難ルートを設定

### (6) 住民の避難体制

- 自家用車での避難が可能な住民 ⇒ 自家用車で避難
- 自家用車による避難が困難な住民 ⇒ 近隣の自家用車避難者の車への乗り合わせによる避難等一時集合場所等からのバス等による集団避難

#### 〔避難の基本的流れ〕



○原則、避難準備情報が出された場合は自宅等に戻り、避難準備を行い、避難指示に基づき避難

#### ①一時集合場所の設定

- 氷見市は、住民等の屋内退避や避難時の集合場所となる一時集合場所をあらかじめ設定
- 平常時から、住民等に対して一時集合場所の位置や役割等を周知

#### ②安定ヨウ素剤の配布・服用

- 原則、UPZ圏は、安定ヨウ素剤をあらかじめ備蓄し、緊急時・避難の際に配布
- 県、氷見市は、安定ヨウ素剤を一時集合場所等に備蓄し、緊急時に、国の指示等により原則、医師等が立会い、住民に配布・服用

#### ③スクリーニング体制の整備

- 円滑かつ迅速にスクリーニングを実施し、除染等の必要な措置が講じられるよう、避難の途中（UPZ圏外）にスクリーニングポイントを設置

### (7) 要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等の子ども）の避難体制

- 社会福祉施設や病院の入所者等の防護措置については、避難による病状や体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクも考慮し、屋内退避も含めて防護措置を判断
- 社会福祉施設等や在宅の要配慮者について、同様の社会福祉施設や福祉避難所等へ円滑に避難できる体制を整備
- 高齢者福祉施設等における防災マニュアルや避難計画等の作成・充実強化を促進
- 幼稚園・保育園、学校等の防災マニュアル・避難計画等の充実強化



# 富山県における原子力防災の取組み状況

**H26年度取組み** (H26当初予算 2億4,578万円、H25補正予算 2億円)

## 放射線監視体制の充実

### ○緊急時モニタリング体制の強化

- ・避難等の判断基準となる放射線監視体制を強化するための可搬型モニタリングポストの配備 (2台 → 4台)
- ・大気中の放射性ヨウ素等を捕集する可搬型のサンプラ (捕集器) 等の整備

名称	可搬型モニタリングポスト	サンプラ (捕集器)
写真		
H25整備	2台	-
H26整備	2台	1台

### ○平常時モニタリングの実施

- ・環境試料採取専用のサーベイカーの配備 (緊急時には、可搬型モニタリングポスト等を運搬)
- ・農作物中の放射性物質を測定するゲルマニウム半導体検出器核種分析装置 (1台) や分析室の整備



平常時より県ホームページで公表

## 被ばく医療体制の整備

### ○被ばく医療用資機材の更なる整備

- ・地域防災計画原子力災害編で指定する被ばく医療機関 (県内の公的医療機関24病院) への防災資機材の配備



名称	ポケット線量計	放射線測定器	防護ガウン
写真			
配備数	100台程度	50台程度	100着程度

### ○被ばく医療機関ネットワークの構築

- ・被ばく医療機関や県医師会等との連携 (各病院の連携と役割の明確化)
- ・各被ばく医療機関の連携を強化するとともに、被ばく医療の初期対応マニュアル等を作成し、普及の促進・実効性の向上を図る
- ・被ばく医療機関の医師・看護師、事務職員等を対象とした被ばく医療に関する研修等の実施

## 原子力防災訓練の実施

### ○石川県 (志賀原発立地県) と合同で原子力防災訓練を実施

(時期や内容等は、石川県等と協議中)

- ・県の避難計画要綱等を踏まえた屋内退避や避難、被ばく医療機関と連携した被ばく医療訓練 (スクリーニング等)
- ・SPEEDIによる放射性物質の拡散シミュレーション等の結果を踏まえた避難や屋内退避、安定ヨウ素剤の配布・服用訓練



原子力防災訓練

## 原子力防災知識の普及・要員の育成

### ○原子力防災研修の実施

被ばく医療や放射線モニタリング等の専門的な研修や原子力防災の基礎的な研修 (放射線の特色や緊急時の初期対応等) を実施

原子力防災研修 (H25)



#### [専門研修]

名称	対象	内容
被ばく医療研修	被ばく医療機関	・医師や看護師、事務職員等病院全体を対象、被ばく医療に関する研修 [各医療機関の役割等に応じて病院や広域圏単位で実施予定]

#### [基礎研修]

名称	対象	内容
原子力防災基礎研修	・県職員 (400名) 市町村職員等	・原子力防災や放射線の基礎知識等 [約10回開催 (予定)] ※H24~25実績 県330名、市町村320名、県警・消防110名
要配慮者等避難研修	・運送事業者等	・原子力防災や放射線の基礎知識・防災資機材の特徴等
原子力防災に係る講習会	・自主防災組織、氷見市住民等	・原子力防災や放射線の基礎知識等

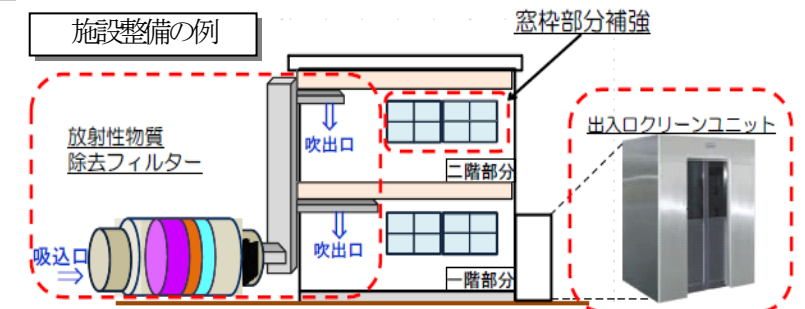
### ○原子力防災ハンドブックの作成・配布

- ・避難計画要綱等を踏まえ、緊急時の初期対応や避難先等を氷見市住民に周知するための「原子力防災ハンドブック」の作成・普及

## 要配慮者への配慮や避難手段の確保、社会福祉施設の安全確保

### ○社会福祉施設の放射線防護対策強化

- ・防護措置の一つである屋内退避機能の充実強化を図るため、社会福祉施設の放射線防護対策を実施 (特別養護老人ホームの遮へい性機能等の強化)



### ○運送事業者・社会福祉施設団体等との災害時応援協定の締結

- ・バスやタクシー、特別養護老人ホーム等の関係団体との災害時応援協定の締結について協議中

### ○社会福祉施設等における避難計画策定の促進

- ・介護サービス施設等防災計画策定標準マニュアル (H26.3月策定) 等を活用したUPZ圏内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等における避難計画策定の促進